

一、本會の宗旨を達成し、社会に奉獻するに努むることを以て、  
第一の任務とする。二、會員の福利を謀るに努むることを以て、  
第二の任務とする。三、社会の公益を謀るに努むることを以て、  
第三の任務とする。四、本會の事業を遂行するに必要と認めらるる  
事項を、法律の範囲内において、自主的に執行する。五、本會の  
事務を、専ら會員の利益を以て執行する。六、本會の事業を遂  
行するに必要と認めらるる事項を、法律の範囲内において、自主  
的に執行する。七、本會の事業を遂行するに必要と認めらるる  
事項を、法律の範囲内において、自主的に執行する。八、本會の  
事業を遂行するに必要と認めらるる事項を、法律の範囲内にお  
いて、自主的に執行する。九、本會の事業を遂行するに必要と  
認めらるる事項を、法律の範囲内において、自主的に執行する。  
十、本會の事業を遂行するに必要と認めらるる事項を、法律の  
範囲内において、自主的に執行する。

テアルカラ決議案ヲ實行スルニ當ツテハ本部ノ指揮ガナクトモ全  
部ノ會員諸君ノ御努力ニヨリ之ヲ達成セナケレバイケナイト考  
ル謝會ニ當リ各代議員諸君ノ勞ヲ謝シ併セテ警備ノ任ニ當ラレタ  
方書記ノ任務ヲサレタ方事務向ニ於テ副カレタ方々ニ對シテ深甚  
ノ敬意ヲ表スルト共ニ毎日熱心ニ傍聽サレタ友誼團體ノ諸君及ヒ  
御役目トハ云ヘ警官ノ御苦勞ヲ謝スル次第デア  
ル今ヤ資本主義ハ最後ノ段階一(中五)

◎奥村副議長ノ首領ニテ評議會ノ萬歳ヲ三唱シテ散會シタ  
△午后六時五十分

○備 考

1、大會各係ノ徽章

- |       |      |
|-------|------|
| 警備委員長 | 赤白腕章 |
| 同委員   | 赤腕章  |
| 宿舍係委員 | 白腕章  |